

城陽市障がい者自立支援協議会

第 2 回 サービス調整検討部会報告書

報告者 部会長 障害者生活支援センターはーもにい 内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 23 年 (2011 年) 8 月 26 日
場 所	地域福祉支援センター
出 席 者	城陽市福祉課, 城陽市高齢介護課, 城陽市地域包括支援センター 障害福祉サービス提供事業所 (障害者支援施設あんびしゃ、支援センターかめさん (福) 城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、城陽作業所 指定居宅介護事業所チャレンジ、ものづくりスペースみんななかま 知的障害者デイサービスセンターあっぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんく) 相談支援事業所 (障害者生活支援センターはーもにい)
検討課題	介護保険と障害者自立支援法のサービスの併用について 事業所の機能と役割

【議事録】

1. 自己紹介
 2. 介護保険と障害者自立支援法のサービスの併用について
- ・ケース事例
介護保険サービスの対象者で且つ、障害福祉サービスを受けている利用者の事例を挙げ、障害福祉サービスしか利用できていない現状課題について介護保険関係機関と共有する。
 - ・介護保険関係機関からの意見
介護認定を受ける人が増加する中、介護保険サービスも十分ではない。市内事業所の機能と役割を知り、制度間で広い視点を持ってサービス調整を検討することが必要。また、利用者への理解に繋がる。
 - ・意見交換
利用者の 24 時間を支えるということを共通認識しておく必要がある。制度に人を合わせるのではなく、本人の状態や希望に応じて介護保険・障害者自立支援法の制度を総合したサービス調整を行う必要がある。ケアマネージャーに市内事業所の機能と役割についての説明が必要であるが、制度間を越えて個別ケア会議を行うことが重要である。ケースの利用者が何を望み、何がしたいのかという想いを理解して地道に協議することが理解を深めていくことに繋がる。